

出頭を拒否

『やっぱりそうか！』

4月20日、百条委員会もいよいよ最後の山場を迎えていました。

この日、赤磐市元職員の背任及び虚偽公文書作成容疑事件に関する事務調査の最後の証人として北川市議が登場するはずでした。

委員会室には疑惑の核心が語られるものと期待する15人の傍聴者が詰めかけて開会を待っていました。

しかし定刻を過ぎても証人の北川市議は姿を見せませんでした。

小倉委員長から証人不出頭が告げられると傍聴席に落胆のため息が漏れました。「やつぱりそうか」「自分から非を認めたようなもんじゃないか」「委員会を馬鹿にしてるよ」と、傍聴人の怒りは収まりません。

そこで委員会は北川市議の扱いについて協議した結果、証言を拒否した者に対して禁固刑や罰金を定めた

地方自治法第100条3項

に抵触するとして、告発することゝ決定し、6月議会に諮られることになりました。

百条委員会が証人喚問を拒否した北川市議を、地方自治法第100条3項に抵触するとして告発を決めたことは当然のことです。この議決は6月の定例議会での委員会から上程され審議されます。

こうした案件については  
地方自治法第100条9項  
で『議会は告発しなければ  
ならない』として告発を義

いまさら

『もう一度呼び出して』  
とはどういうことか！

北川議員から5月9日に  
百条委員会宛に「上申書」な  
るものが届きました。北川  
氏の弁護人との連名で届い  
た書面によると、いままで  
百条委員会に出頭を「辞退」

務付けています。従って赤磐市議会も告発を当たり前のこととして採択するものと思われがちですが住民の期待を裏切る可能性があります。それは証人喚問を2度も拒否した荒島前市長の告発を議会が否決した前例があるからです。

愚を繰り返すな！

条例を制定し、行政の法の順守を監視するはずの赤磐市議会が自ら法を破るといふ醜態を演じたのです。

そんな市議会はいらない  
それが今の赤磐市民の気持ちです。来月の6月議会では北川市議の告発を決定できるかどうか、赤磐市議会の命運は議員一人ひとりの良識にかかっています。

していたが、今は進んで出席し質問に応えたい気持ちになったので、再度呼び出してもらえばありがたい、というような内容でした。

ます。子供でもあるまいに  
何をいまさらではありませ  
んか。

すでに4月20日に百条委員会では彼の出頭拒否を受けて告発にむけ結論を出しているのです。

昨年1月の井上市長の告訴以来、1年4か月にわたり調査活動を行ってきたのです。今まで協力しようと思えばいつでもできたのです。ましてや赤磐市の市議会議員としての立場を考えれば、進んで質問に答えることはあたりまえの義務だったのです。いまさら何を云っているのだ。

5月20日

# 百条委員会報告

北川議員より証人喚問に

不出頭の上申書が、小倉委員長より代読されました。最初から出席して証言すれば済むことをいまさら何を「言い訳」しているのか。すでに百条委員会として、あなたを告発する矢は放たれているのだ。

海野・山田・森川議員の  
発言に、「せっかく本人が  
出て証言しても良いと言っ  
ているのだから、認めてやっ  
てはどうか」などと今更冗  
談を言っているときではな  
い。

結局、一事不再議の原則をも破ろうとする議員の毛な議論で3時間の浪費。いったい赤磐は、赤磐の議会はどんなっているのだ。

[illegible]

百条委員会で問題となっている周匝の代替地の登録免許税10万円は、登記権利者である北川市議が支払わなければならないものであるが元副市長の指示で違法と知りながら市が支払っている。

上記の書類がその支払命令書である。

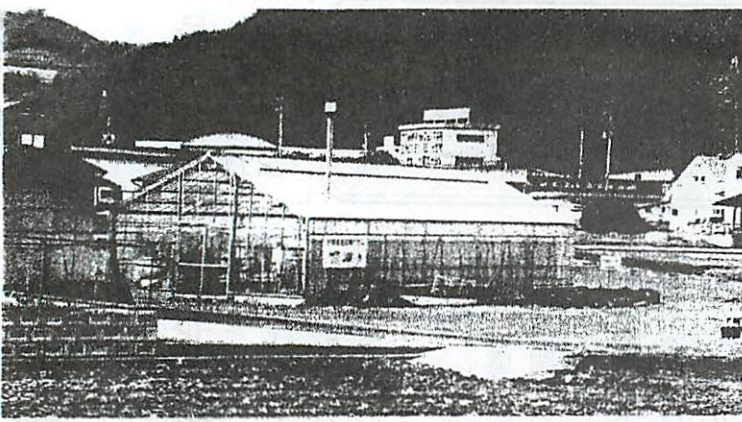


5月18日

# 住民監査請求を提出

赤磐市の北川市議に絡む不明瞭な支出3件が新たに判明したのに伴って、赤磐の新しい風の会は5月20日、赤磐市の井上市長に対して住民監査請求・赤磐市職員措置請求をしました。

その内のひとつは、旧吉井町が北川市議の身内が所有する土地を借りて、ふれあい農園を開設し、「イチゴハウス」を建て



ていたものを市町付合併を機に閉鎖することになり、その撤去費用などとして、平成16年7月に200万円を支払い、契約を解除しました。しかし7年が経過したにも拘わらず今も「イチゴハウス」を北川市議個人が使用している事実からみて明らかに200万円の支出は不当な公金支出であると認定出来るため、住民監査請求に踏み切ったものです。

この外、旧吉井町が是里リゾート体験農場として北川市議から借り受けていた旧吉井町是里の土地と、同じ目的で借りていた市議の身内が所有する周囲の土地の契約解除に際して、補償金としてそれぞれに支出した50万円の2件があり、「イチゴハウス」と併せて3件、総額300万円の監査請求を5月18日に行ったものです。

## 縦野議員に公開質問状を提出

5月24日縦野議員に対して3点に渡り公開質問状を提出いたしました。要旨は以下のとおりです。

- ① 監査委員でありながら百条委員会に対して批判を繰り返していたが、自治法198条の3の『常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならぬ』と述べられていない『公正不偏』をどう考えるのか。
- ② 1月12日に提出された

## 監査室の対応に怒り『赤磐の新しい風』の会

前段のように『赤磐の新しい風』の会の丸山代表以下9名が5月18日に住民監査請求を携えて赤磐市監査委員会を訪れました。

しかし対応にあたったのは事務方の男性と女性の職員2名だけでした。住民監査請求に行くことは事前に伝えてあったにも関わらず、2人いる監査委員は両名とも不在でした。その上、連名による監査請求の形をとっているにも関わらず監査室に入る事が許されたのは丸山代表ただ一人です。

監査請求して、監査委員に説明を求めた際『私用』で欠席というものであったが監査委員の責任をどうのようか。③ 昨年2月4日のブログにおいて百条委員会での申し合わせ事項に反する記事が掲載され、委員会から強く抗議されたにもかかわらず、謝罪も訂正もないまま今日に至っている。あなたの言う表現の自由、権利の乱用、議員の職責とは何なのか。

した。

議会制民主主義を掲げているのが国で、主権者である国民に付与されている権利として議会の解散請求権、議員や首長のリコール権、それに監査請求権などがあります。こうした国民の権利の行使は慎重でなければなりません。一方で住民の権利行使に対する行政の対応は謙虚且つ誠実でなければなりません。

民主主義が試されるのは正に行政と国民が直接接する窓口に於いてです。この意味からすれば赤

## 5月25日荒島前市長は検察へ告発されました。

荒島前市長は、100条委員会からの2度にわたる呼び出しにも応じず、赤磐市の税金の不正使用についての調査に応じることなく、出席を拒否し続けたため、検察に告発されました。告発は市民の目から見ても当然のことですが、すべてを知っているはずの彼が、自ら進んで真相の解明に努力されることなくここに至ったことは、誠に残念なことです。何故本当のことを語らなかったのか、何故知っていることを言わなかったのか不思議な気がします。彼自身にとっても返す返す残念なことです。

ここでもう一度おさらいをしておきましょう。赤磐市議会は今年3月に百条特別委員会からの荒島氏の委員会への出頭拒否を受けて、3月の本会議最終日に荒島氏を告発すべく討論し、なんと驚いたことに議会としては告発を否決したのでした。否決をした当時の議長(佐藤)を含む11人の議員の行為は、地方自治法という議員が拠って立つべき法律を無視したおろかな振舞いでありました。ここであらためて当時の賛成議員と反対議員を、お知らせいたします。

告発に賛成した議員 小倉、岡崎、小田、下山、海野、実盛、福木、山下、川澄、行本  
告発に反対した議員 佐藤、松田、治徳、山田、森川、縦野、小引、北川、大口、川手、金谷、  
※原田議員は退場処分を受けて議決に参加していませんでした。

赤磐市の監査委員会は、憲法はおろか、民主主義すら理解出来ないという判断せざるをえません。赤磐市の監査委員会は猛省すべきです。

「赤磐の新しい風」の会へのご参加のご連絡を  
をお待ちしています。※入会金は百円

住所  
Tel・Fax

赤磐市山陽4丁目2の30  
086・955・3633

「赤磐の新しい風」の会事務局